

ご遺族のための 手続きガイド

ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し謹んでお悔やみ申し上げます。

この冊子では、東区役所でのお手続きをご案内するとともに、各機関での主な手続きも紹介しています。どうぞご活用ください。

なお、故人の住所が東区以外であった場合、各種手続きに関しては、住所地の自治体にご確認ください。また、掲載している内容は一般的なもので、個々の状況により手続き内容や必要書類が異なる場合があることにご留意ください。

この手続きガイドが、少しでもご遺族の皆様にお役に立てば幸いです。



福岡市東区役所

令和 8 年度

【目次】

東区役所庁舎ご案内	P 2
はじめに	P 3
ご遺族サポート窓口のご案内	P 4
東区役所での手続き	P 5 ~ P 9
福岡市役所および関係団体での主な手続き ..	P 10 ~ P 11
その他の機関での主な手続き	P 12 ~ P 14
委任状に関するご案内	P 15 ~ P 16

● 公共交通機関と最寄りの駅・バス停



地下鉄

福岡市営地下鉄箱崎線

「箱崎宮前（はこぎきみやまえ）」

駅下車 3 番出口より徒歩約 3 分

J R

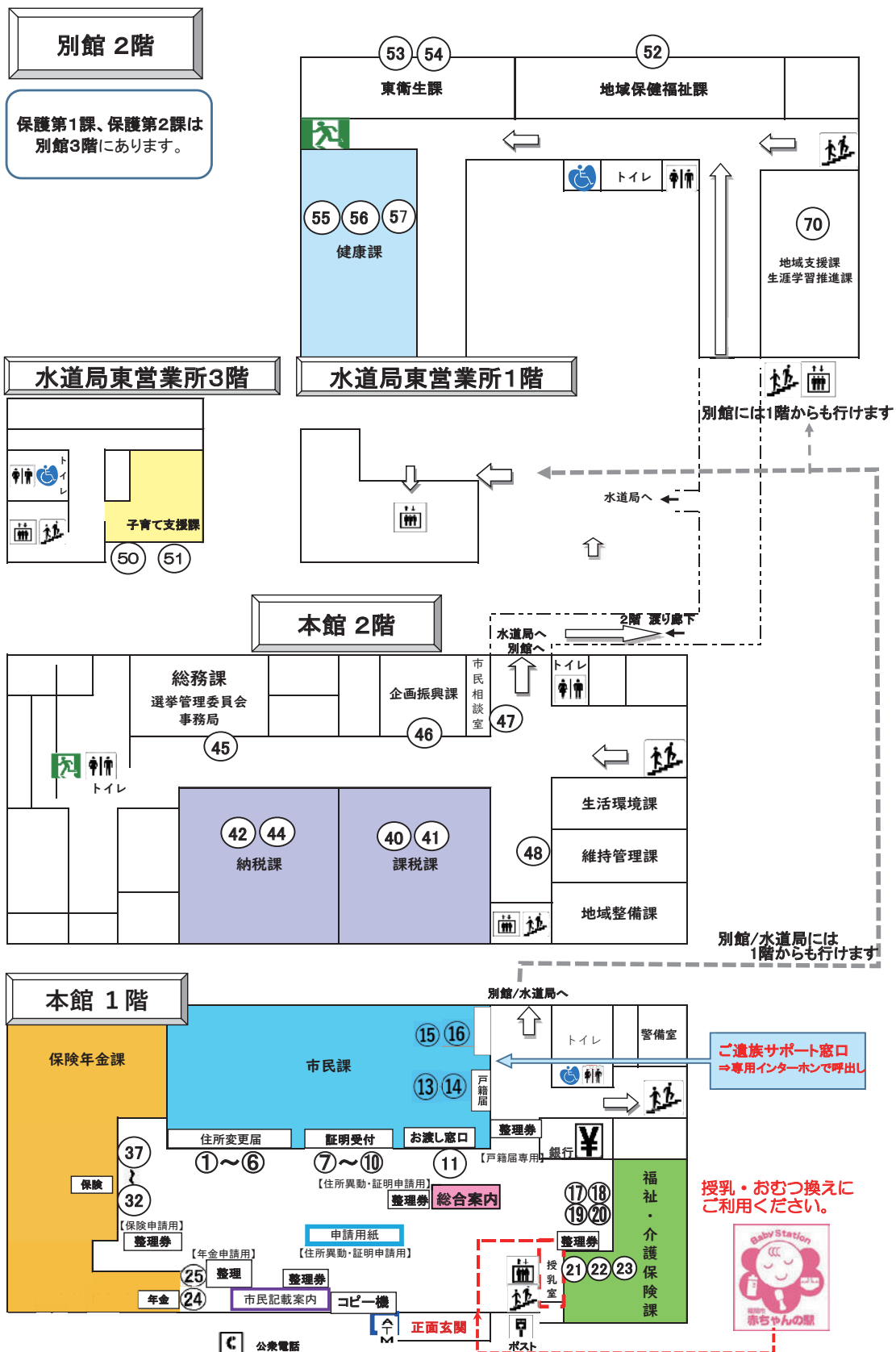
鹿児島本線「箱崎」駅下車

徒歩約 17 分

バス

西鉄バス「箱崎浜（東区役所前）」

下車すぐ



福岡市東区役所

〒812-8653 福岡市東区箱崎2丁目54番1号
電話 (092) 631-2131 (代表)

はじめに

主に必要なもの

ご遺族の印鑑（認印可）、本人確認書類、委任状（代理人が来庁し書類記載の場合）、預貯金通帳（振込や引き落としが見込まれる場合）が主に必要となりますが、**手続きごとに必要なものが異なりますので、5 ページ以降をよくご確認ください。**

【手続きにお越しになる方の本人確認書類について】

顔写真付きの場合は 1 点、顔写真のないものは 2 点必要となります。

A 顔写真付き証明書	1点	B 顔写真の無い証明書	2点
 マイナンバーカード 運転免許証 パスポート 障がい者手帳 など	又は	 +  健康保険資格確認書 年金手帳 後期高齢者医療証 介護保険証 など	

【亡くなられた方の戸籍謄本等について】

死亡届が受理された後、戸籍謄本（全部事項証明）等が交付できるようになるには以下の日数がかかります。

- ・ 故人の本籍地及び住所が東区で、東区で死亡届が受理された場合 3 日程度
- ・ 故人の本籍地及び住所が東区であるが、他市区町村で死亡届が受理された場合 10 日程度

【亡くなられた方のマイナンバーカードについて】

マイナンバーカード（個人番号通知カード）の返納の必要はありません。

そのほかの手続きで個人番号の提示を求められる場合があるので、手続き終了まで保管いただき、必要が無くなれば裁断して処分してください。

【各種証明書の取得について】

戸籍・住民票・税などの証明書が必要になる場合があります。手続きによって必要な書類が異なりますので必ず各機関にお問い合わせください。原本での提出なのか、コピー可能なのか、また返却される場合もありますので、その点も確認されておくと、証明書の取得枚数を減らすことができます。また、法務局が行っている「法定相続情報証明制度」もありますのでご利用ください。

【法定相続情報証明制度】 問い合わせ先 福岡法務局 Tel 092-721-4570（代表）

各種相続手続きで利用できる制度です。一般的に各種相続手続きでは、出生から死亡まで複数の戸籍謄本等を取得することが必要ですが、この制度では、それらの戸籍謄本等を集約した一覧を作成することができます。詳しくは法務局へお問い合わせください。

ご遺族サポート窓口のご案内

区役所内の手続きをスムーズに行えるよう、必要なお手続きのご案内を行うサポート窓口（本館1階市民課15番窓口）を設置しています
本ガイドに沿ってご案内させていただきます。

まずはお電話ください

※ゆっくりお話していただける状態でお電話をお願いいたします。

- ①お電話で亡くなられた方のお名前、生年月日、ご住所などをおしらせください。
- ②折り返しのお電話で手続きと必要書類等をご説明させていただきます。

≫手続きガイドと筆記具をご用意ください
≫説明時には個人差がありますが約15～30分程度
≫混雑状況により、折り返しのご説明連絡までお時間がかかる場合があります。

≫≫区役所で直接説明を受けられたい場合でも①故人の情報を伺って対応いたしますので事前にご連絡ください。事前のご説明なしでの対応は、混雑状況により後日の対応となる場合があります。

- ③必要書類が揃っていましたら、ご都合の良い日時にお越しいただき各課でお手続きが可能です。

また、上記の①、②のサポートを受けずにガイドを見ながらお手続きも可能です。

■■■ワンストップサービス（事前予約）■■■

上記の①、②を受けていただいた後に、ご予約を受け付けます。

- ≫複数の窓口で受け付けていた手続きを一つの窓口でお手続きいただけます。
≫専用の窓口で行うため移動や待ち時間の負担が軽減されます。
●ワンストップサービスをご利用されても全ての手続きが完了しない場合もございます。ご了承ください。
≫日時完全予約制です。変更やキャンセルの場合はすみやかにご連絡ください。

東区ご遺族サポート

電話番号 092-645-1046

受付時間 開庁日 午前9時～午後5時まで

東区役所での手続き ①

★マークの項目は、手続きの遅れや漏れが金銭的な給付の遅れなどにつながる可能性が高い手続きです。特にご注意ください。

	亡くなられた方が チエツク	手続き内容	届出人 (請求人)	ご準備 いただくもの	期 限	窓 口
住 民 票	3人以上の世帯の 世帯主だった ※15歳以上の 世帯員が1人の 場合は手続き不要	☐ 世帯主変更届	新世帯主	本人確認書類	亡くなられた日 から14日以内	本館1階 4～6 市民課(窓口係) 092-645-1016
国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度	国民健康保険に 加入していた	☐ 資格喪失の申請 ☐ 保険証もしくは資格確認書の 返却 ☐ マイナンバー登録の場合は 持参の上提示 ☐ 認定証をお持ちの方は返却	遺族	届出人の本人確認書類 故人の保険証 (お持ちの方は以下も) 限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認 定証 特殊疾病療養受領証	亡くなられた日 から14日以内	本館1階 32～35 保険年金課 (保険係) 092-645-1102
		☐ 送付先変更届(※1) (保険料決定通知書等)		届出人の本人確認書類 故人の保険証	資格喪失手続き と同時に	
		☐ ★葬祭費の支給申請 ※3万円	喪主	申請者の本人確認書類 喪主の通帳(※2) 下記のいずれか1点 ①会葬礼状 ②埋火葬許可証 (コピー可) ③葬儀代の領収書(葬 祭を行った方及び亡くなられた方 の氏名が記入されたもの)	葬祭を行った日 の翌日から2年 以内	
		☐ 世帯主変更	新世帯主	届出人の本人確認書類 加入者全員の保険証 加入者全員のマイナンバー (※3)	亡くなられた日 から14日以内	
		☐ ★高額療養費の(※4) 払い戻し ※高額療養費以外の療養費 の払い戻しについては、担 当窓口でご相談ください。	世帯主 (亡くなられた方が 世帯主の場合は 相続代表人)	申請者の本人確認書類 相続代表人(※5)の通帳 印鑑(認印可) 医療機関の領収書 ※相続代表人による申請には戸籍 謄本等が必要な場合があります。	診療年月の翌月 1日から2年以内	
	後期高齢者医療制 度加入していた	☐ 資格喪失の申請 ☐ 保険証もしくは資格確認書の 返却 ☐ マイナンバー登録の場合は 持参の上提示 ☐ 認定証をお持ちの方は返却	遺族	届出人の本人確認書類 故人の保険証 (お持ちの方は以下も) 特定疾病療養受領証	亡くなられた日 から14日以内	本館1階 32～35 保険年金課 (保険係) 092-645-1102
		☐ ★葬祭費の支給申請 ※3万円	喪主	申請者の本人確認書類 喪主の通帳(※2) 下記のいずれか1点 ①会葬礼状 ②埋火葬許可証 (コピー可) ③葬儀代の領収書(葬 祭を行った方及び亡くなられた方 の氏名が記入されたもの)	葬祭を行った日 の翌日から2年 以内	
		☐ ★高額療養費の(※4) 払い戻し ※高額療養費以外の療養費 の払い戻しについては、担 当窓口でご相談ください。	相続代表人 (※5)	申請者の本人確認書類 相続代表人(※5)の通帳 ※相続代表人による申請には戸籍 謄本等が必要な場合があります。	診療年月の翌月 1日から2年以内	

※1 送付先変更届：単身の方が亡くなられた場合など、関係通知の送付先変更の手続き。

※2 喪主の通帳：直ぐに用意できなければキャッシュカード可。ただし支店名が明確に記入できること。

※3 マイナンバー：マイナンバーカード又はマイナンバー通知書など。

※4 高額療養費：高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

※5 相続代表人：法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものでは
ありません。

I 東区役所での手続き ②

	亡くなられた方が チェック	手続き内容	届出人 (請求人)	ご準備 いただくもの	期 限	窓 口
国民健康保険	☐	国民健康保険の加入	新世帯主	届出人の本人確認書類 社会保険資格喪失証明書	亡くなられた日 から 14 日以内	本館 1 階 32～35 保険年金課 (保険係) 092-645-1102
医療費助成	☐	資格喪失 各種医療証の返却 (障がい者医療証など)	遺族	故人の医療証 (子ども、重度障がい者、ひとり親 家庭等)	すみやかに	本館 1 階 32～35 保険年金課 (保険係) 092-645-1102
介護保健・高齢者	☐	介護保険証等の返却 送付先変更届 (*1)	親族	介護保険被保険者証 負担割合証	すみやかに	本館 1 階 21～23 福祉・介護保険課 (介護サービス係) 092-645-1069
	☐	高額介護サービス (*2) 費 の未支給分の請求	相続代表人 (*3)	相続代表人の印鑑 (認印可) 相続代表人の通帳 (戸籍謄本が必要な場合があります) 受給権継承届兼誓約書	サービス提供の日 の翌月初日から 2 年以内	
	☐	高齢者乗車券の返却	どなたでも	交通用福祉 IC カード タクシー助成券	すみやかに	本館 1 階 19～20 福祉・介護保険課 (高齢者福祉係) 092-645-1071
	☐	緊急通報システムの返却		緊急通報システム (本体・ペンダント)		
疾患	☐	小児慢性特定疾病医療受給 者証の返却 ※有効期限内のものに限る。	どなたでも	小児慢性特定疾病医療受給者証	随時 (還付請求中の方 はすみやかに)	別館 2 階 55 健康課 (母子保健係) 092-645-1077
	☐	特定医療費 (指定難病) 受 給者証の返却 ※有効期限内のものに 限る。		特定医療費 (指定難病) 受給者証 ※医療費の還付請求中の方は別 途下記の書類が必要です。 請求人 (相続人) 名義の通帳と 印鑑 (認印可) 戸籍謄本 (受給者の除籍謄本 含む。及び請求人が受給者の相 続人であることが確認できるもの)		別館 2 階 56 健康課 (健康づくり係) 092-645-1078
	☐	肝炎治療受給者証の返却 ※有効期限内のものに 限る。		肝炎治療受給者証 届出人の印鑑 (認印可) ※医療費の還付請求中の方は別 途下記の書類が必要です。 請求人 (相続人) 名義の通帳と 印鑑 (認印可) 戸籍謄本 (受給者の除籍謄 本含む。及び請求人が受給者 の相続人であることが確認でき るもの)		

*1 送付先変更届：単身の方が亡くなられた場合など、関係通知の送付先変更の手続き。

*2 高額介護サービス：高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

*3 相続代表人：法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。

I 東区役所での手続き ③

亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人 (請求人)	ご準備 いただくもの	期 限	窓 口
障 が い 者		☐ 身体障害者手帳の返却	どなたでも	身体障害者手帳 届出人の本人確認書類	すみやかに	本館 1 階 17～18 福祉・介護保険課 (障がい者福祉 第1係) (障がい者福祉 第2係) 092-645-1067
		☐ 療育手帳の返却		療育手帳		
		☐ 障がい福祉サービス (※1) 受給者証の返却		障がい福祉サービス受給者証		
		☐ 地域生活支援事業 (※2) 受給者証の返却		地域生活支援事業受給者証		
		☐ 福祉乗車券の返却		交通用福祉 IC カード タクシー助成券		
		☐ 福祉タクシー券の返却		福祉タクシー券		
		☐ まごころ駐車場利用証の返却		まごころ駐車場利用証		
		☐ 緊急通報システムの返却		緊急通報システム (本体・ペンダント)		
		☐ 福祉電話の返却		福祉電話		
		☐ 各種手当の喪失届		届出人の本人確認書類		
		☐ 精神障害者保健福祉手帳の返却	どなたでも	精神障害者保健福祉手帳	すみやかに	別館 2 階 57 健康課 (健康づくり係) 092-645-1079
		☐ 福祉乗車券の返却		交通用福祉 IC カード タクシー助成券		
		☐ 福祉タクシー券の返却		福祉タクシー券		
		☐ 自立支援医療受給者証の返却		自立支援医療受給者証		
		☐ 障がい福祉サービス (※1) 受給者証の返却		障がい福祉サービス受給者証		
被 爆 者	被爆者健康手帳を持っていた	☐ 葬祭料の請求 ☐ 死亡届 ※葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。	喪主	被爆者健康手帳 死亡診断書または死体検案書の写し 削除された住民票 (世帯全員分で続柄記載があるもの) 会葬礼状又は埋火葬許可証等 喪主の印鑑 (認印可) 喪主の通帳 (手当等が未支給の場合は戸籍謄本が必要ながあります)	亡くなられた日から 5 年以内	別館 2 階 56 健康課 (健康づくり係) 092-645-1078
相 続 の 相 談	相続について弁護士か司法書士に相談したい。 ※相続税に関することは税務署へ	☐ 弁護士による法律相談 毎週木曜日 ☐ 司法書士による相続手続き相談 毎月第1金曜日	(対象) 福岡市内在住 通勤・通学する人	相談は事前予約が必要です。 (いずれも要予約・無料)	特にありません	本館 2 階 47 市民相談室 092-645-1011

※1 障がい福祉サービス：居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）など。

※2 地域生活支援事業：移動支援（ガイドヘルプ）、日中一時支援、訪問入浴サービスなど。

Ⅰ 東区役所での手続き ④

	亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人 (請求人)	ご準備 いただくもの	期 限	窓 口
年 金	国民年金のみを受給していた	☐	未支給年金確認、請求	故人と生計を同じくしていた三親等内の親族	※必要書類に関しては事前に担当窓口にご相談ください 故人の年金証書 請求者の通帳 故人と請求者の各々の住民票(世帯全員・本籍・続柄・死亡日記載のもの)、もしくはマイナンバーカード(通知書) 戸籍謄本又は抄本(故人と請求者の続柄がわかるもの) ※同一世帯でない場合、生計同一申立書(第三者による証明付)が必要な場合があります。	亡くなられた日から5年以内(死亡一時金は2年以内)	本館1階 24～25 保険年金課(国民年金係) 092-645-1104
		☐	年金受給権者死亡届				
		☐	年金証書の返却				
	国民年金に加入していた	☐	遺族基礎年金請求	受給要件、請求人、必要書類等については担当窓口へお尋ねください。			
		☐	死亡一時金請求				
		☐	寡婦年金請求				
その他の年金に加入 もしくは受給していた	☐	加入していた年金制度の窓口へお問い合わせください	厚生年金 = 東福岡年金事務所 *年金ダイヤル 0570-05-1165		すみやかに	092-651-7967 <自動音声ガイダンス>	
			共済年金 = 加入していた共済組合		すみやかに	加入していた共済組合	
			恩給 = 総務省恩給窓口		14日以内	03-5273-1400	
			企業年金 = 企業年金コールセンター		すみやかに	0570-02-2666	
			障害基礎年金		14日以内	保険年金課 (国民年金係) 092-645-1104	
			老齢福祉年金(緑色の年金手帳型年金証書で明44.4.1以前生まれの人)		すみやかに		

税 金	市県民税の納税義務者だった	☐ 納税通知書送付先の変更	相続人	納税通知書 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等) ※後日、申告書を送付しますが、書類が届く前に手続きできます。	本館2階 40 課税課 (市民税係) 092-645-1026
	固定資産税の納税義務者だった	☐ 固定資産現所有者申告書の提出 (亡くなられた年の12月末までに法務局へ相続登記ができない場合)			本館2階 41 課税課 (固定資産税土地第係) 092-645-1031
	市税の納税義務者だった	☐ 市税の納付に関するご相談については担当窓口へお尋ねください。 (準備する書類等もお尋ねください)			本館2階 44 納税課 (第1~4係) 092-645-1022

I 東区役所での手続き ⑤

	亡くなられた方が チエツク	手続き内容	届出人 (請求人)	ご準備 いただくもの	期 限	窓 口
子 ど も	右記手当等に該当する方、もしくは保護者の方	☐ 児童手当の変更 ☐ 児童扶養手当の認定請求、変更 ☐ 特別児童扶養手当の変更 ☐ 第3子優遇事業の変更 ☐ 認可保育園の諸届	児童の養育者 (※1)	ご家庭の状況により必要書類が異なります。担当窓口へお尋ねください。	すみやかに	水道局東営業所 3階 50 子育て支援課 (こども家庭福祉第1・2係) 092-645-1068
		☐ 災害遺児手当の認定請求(交通災害・労働災害・不慮の災害)	親を災害でなくした義務教育終了前の児童の養育者(※1)			
	18歳以下のお子様の保護者で該当する方	☐ ひどい親家庭等医療証の申請	児童の養育者 (※1)	対象者全員の保険証 対象者全員の戸籍謄本 ※ご家庭の状況により上記以外にも必要書類があります。担当窓口へお尋ねください。	すみやかに	本館1階 32～35 保険年金課(保険係) 092-645-1102
	生後5か月未満のお子様	☐ 出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請	児童の養育者(※1)で、出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請をしていない方	コールセンターへお尋ねください。		コールセンター 092-406-0896

養育相談	18歳未満のお子様の保護者	☐ 子どもの養育相談 (子育てや家庭の問題に関する相談)	どなたでも	特にありません	特にありません	水道局 東営業所3階 51 子育て支援課 (家庭児童相談室) 092-645-1072
------	---------------	--	-------	---------	---------	---

その他	改葬(遺骨を東区内の墓地・納骨堂から別の墓地等に移したい)	☐ 改葬許可申請	墓地又は納骨堂の使用者	担当窓口へお尋ねください。	改葬を行う前	本館2階 48 生活環境課 (環境衛生係) 092-645-1024
	汲み取り式トイレを利用していた	☐ 名義変更 人数変更 等	どなたでも	担当窓口へお尋ねください。	すみやかに	

※1 養育者：児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ①

	亡くなられた方が	チェック	主な手続き	窓口
市営住宅	市営住宅の入居者（名義人）だった			福岡市住宅供給公社 市営住宅センター 福岡市博多区店屋町4番1号
	同居者が入居の承継をする	☐	市営住宅入居 承継承認申請	業務課業務係 092-271-2562
	市営住宅を退去する	☐	市営住宅の退去手続き	募集課募集係 092-271-2561
	市営住宅に入居する同居者だった	☐	市営住宅同居者異動届	業務課調査係 092-271-0901
上下水道	水道を使用していた			水道局お客さまセンター 092-532-1010 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始 休
	名義人だった	名義人を変更する	☐ 名義人・料金支払方法変更の連絡	
		使用を中止する	☐ 使用中止の連絡	
	井戸水を併用していた		☐ 世帯人数変更の連絡	道路下水道局下水道料金課 092-711-4507 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所
	井戸水のみを使用していた		☐ 使用者・世帯人数変更の連絡	
	下水道受益者負担金を納付中又は猶予中だった		☐ 下水道事業受益者変更届	
就学援助	小中学校に在学中の児童生徒の 保護者で就学援助を受けていた	☐	就学援助受給者変更	通学小・中学校または 教育委員会教育支援課 092-711-4693 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所
原付バイク	原付バイク（125cc以下）を持っていた	☐	廃車・名義変更	財政局税務部資産課税課 軽自動車税係 092-292-1604 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階
霊園	市立霊園の利用者だった	☐	利用者の変更（利用権承継申請）	福岡市霊園窓口 092-711-4869 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ②

	亡くなられた方が	チェック	主な手続き	窓口
農地	福岡市内の農地の所有者だった			農業委員会事務局
	農地の所在地	福岡市西区以外	☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届け出	農地調整係 092-733-5777 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所
		福岡市西区 (玄界島を除く)	☐ 農地法第3条の3第2項の規定による届け出	西部出張所 092-806-9435 福岡市西区西都2丁目1番1号
森林	福岡市内の森林の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林 (右記森づくり推進課にお問い合わせください)		☐ 森林の所有者届	農林水産局 森づくり推進課 092-711-4846 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所
犬	犬の飼い主だった			東部動物愛護管理センター 092-691-0131 福岡市東区蒲田5丁目10番1号
	新しい飼い主の住所	福岡市内	☐ 所有者の変更 (登録事項の変更)	家庭動物啓発センター 092-891-1231 福岡市西区内浜1丁目4番22号
		福岡市外	☐ 所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場
ごみ	通常のごみでは処理しきれないものを所持していた。			自己搬入ごみ事前受付センター 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 1/1～1/3 休み
	処理施設へ持ちこみ処分する。	☐	自己搬入ごみ事前受付センターに申込	
	福岡市が許可した収集業者に処分を依頼する。	☐	担当区域の一般廃棄物収集 運搬許可業者に収集を依頼	協同組合福岡市事業用環境協会 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 日・祝 休み 土曜の奇数週は午前中のみ電話対応
住宅(空き家)	戸建住宅を所有していた			福岡市住宅都市みどり局 住宅計画課 092-711-4598 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所
	相続した住宅(空き家)の売却又は賃貸を考えている	☐	福岡市空き家バンクへ登録(任意)	
	相続した住宅(空き家)を売却し、譲渡所得の税控除を受けたい (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	☐	被相続人居住用家屋等確認申請	

3 その他の機関等での主な手続き ①

	区 分	チェック	手続き 内容等	ご準備いただくもの等 (参考)	問い合わせ先
遺言書	遺言書	☐	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ☐ 遺言書原本 ☐ 申立人の戸籍謄本 ☐ 遺言者の除籍謄本	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松 4 丁目 2 番 4 号 TEL 092-981-9605 (家事事件受付係)
	相続放棄	☐	相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。）	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松 4 丁目 2 番 4 号 TEL 092-981-9605 (家事事件受付係)

生命保険等	生命保険等	☐	死亡保険金 入院給付金 等	※保険会社・契約内容等によって 必要書類が異なります。 ☐ 保険金請求書 ☐ 保険証書 ☐ 戸籍謄本 ☐ 死亡診断書 など	加入していた 生命保険会社 または代理店
	簡易保険	☐	死亡保険金 入院給付金 等	※契約内容等によって必要書類が 異なります。 ☐ 保険金請求書 ☐ 保険証書 ☐ 戸籍謄本、被保険者の除籍抄本 ☐ 死亡診断書、入院証明書 等 ☐ 印鑑 など	郵便局
	損害保険等	☐	名義変更・解約 等	※契約内容等によって必要書類が 異なります。 ☐ 亡くなられた方の死亡の記載のある 戸籍謄本等 ☐ 相続人との関係がわかる戸籍謄本等	加入していた 損害保険会社 または代理店

預貯金	預貯金口座等	☐	口座凍結 解除手続き	※金融機関・取引状況等によって 必要書類は異なります。 亡くなられた方の出生から死亡までの ☐ 戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等	各金融機関等
-----	--------	--------------------------	---------------	--	--------

3 その他の機関等での主な手続き ②

	区 分	チェック	手続き 内容等	ご準備いただくもの等 (参考)	問い合わせ先
株 式	株 式 等	☐	名義変更	※証券会社等によって必要書類は異なります。 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等 ☐ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本	証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	☐	記名変更 償還金受領	☐ 国債 (または証券保管証書) ☐ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ☐ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ☐ 印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に 記載の郵便局

自 動 車 ・ バ イ ク	普通自動車	☐	自動車税に 関すること	右記へお問い合わせください。	福岡県東福岡県税事務所 TEL 092-641-0236
		☐	名義変更などに 関すること	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者 (使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きを お勧めします。	九州運輸局福岡運輸支局 TEL 050-5540-2078 <自動音声ガイダンス>
	軽自動車 (125ccを超え 250cc以下のバイクを含む)	☐	名義変更 または廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者 (使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きを お勧めします。	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 TEL 050-3816-1750
	二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	☐			九州運輸局福岡運輸支局 TEL 050-5540-2078 <自動音声ガイダンス>

国 税 ・ 不 動 産	国税関係	☐	相続税 所得税 消費税	右記へお問い合わせください。 ※納税地の税務署等を案内されることがあります。	香椎税務署 福岡市東区千早6丁目2-1 TEL 092-661-1031 博多税務署 福岡市東区馬出1丁目8-1 TEL 092-641-8131
	不動産	☐	土地・家屋等 相続登記	右記へお問い合わせください。 ※令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。詳しくは法務局ホームページをご覧ください	(不動産が東区所在の場合) 福岡法務局(本局) 福岡市中央区舞鶴 3丁目5番25号 TEL 092-721-4570(代表)

3 その他の機関等での主な手続き ③

	区 分	チェック	手続き 内容等	ご準備いただくもの等 (参考)	問い合わせ先
外国人	外国人	☐	在留カード 特別永住者証明書	返却は右記へ確認してください	福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-7595
		☐	本国への 手続き	領事館へご相談ください	各領事館

電話	固定電話 (NTT 西日本)	☐	名義変更 (電話加入権 の承継届) 解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT 西日本の場合) 局番なし116 携帯からは0800-2000116
	固定電話 (NTT 西日本以外)	☐	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携 帯 電 話	☐	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

電気・ガス・NHK他	インターネット	☐	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	NH K受信料	☐	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	NH K受信契約 フリーダイヤル TEL 0120-151515
	電気・ガス料金等	☐	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証	☐	返納手続き	☐ 運転免許証 ☐ 名義人の死亡を証明できる書類 (死亡診断書、死体検案書、 戸籍謄本等)	最寄りの警察署 運転免許試験場 (原則手続き不要)
	パスポート	☐	返納手続き	☐ パスポート ☐ 名義人の死亡を証明できる 戸籍謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡 3階 TEL 092-725-9001
	クレジットカード	☐	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	☐	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

4 委任状に関するご案内

各種届出等を代理人が行う場合、委任状が必要となります。

【委任状の様式について】

○委任状は任意の様式でも有効です。

○ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

○委任状を利用されるときは、委任事項を記載、もしくはチェックしてください。

委 任 状	
代理人(頼まれた人)	
住 所	福岡市東区〇〇 〇丁目〇〇番〇号
氏 名	博 多 花 子
生 年 月 日	明・大・昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日
私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。	
手続き内容	
☐	1 葬祭費の申請にすること。
☐	2 高額療養費払戻しの請求にすること。
☐	3 国民健康保険の世帯主変更に関すること。
☐	4
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
委任者(頼む人)	
住 所	福岡市東区〇〇 〇丁目〇〇番〇号
氏 名	福 岡 太 郎
	(押印は任意)
生 年 月 日	明・大・ <u>昭</u> ・平・令 〇〇年 〇〇月 〇〇日
平日昼間に連絡がとれる電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※すべての項目は、委任者が記載してください。

委任事項(例)

【窓口での本人確認資料など】

○委任状の他に、代理人の本人確認書類(3ページ参照)が必要です。

○マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、委任者の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。

○偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象となります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所

氏 名

生 年 月 日 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

手続き内容

- ☐ 1 葬祭費の申請に関すること。
- ☐ 2 高額療養費払い戻しの請求に関すること。
- ☐ 3 国民健康保険の世帯主変更に関すること。

☐ 4

☐ 5

令 和 年 月 日

委任者（頼む人）

住 所

氏 名

（印・任意）

生 年 月 日 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号

（ ） -

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 福岡市・東区
編集 / 制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026 年 7 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を福岡市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。



福岡市東区役所

〒812-8653 福岡市東区箱崎2丁目54番1号

電話 (092) 631-2131 (代表)

